第四条第二項第五号及び第八号中「及び高度化計画」を「並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画」に改め、同項第七号及び同条第四項中「高度化計画」の下に「及び高度化基盤整備計画」を加える。

第七条第八号中「認定高度化計画」の下に「及び認定高度化基盤整備計画」を加え、同条第十号中「第二条第三項」の下に「及び第三条の二において準用する同項」を加える。

第九条から第十一条までの規定中「及び高度化計画」を「並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画」に改める。

第十二条中「における法」の下に「第六条第一項、第七条第一項、」を、「並びに法」の下に「第七条第二項及び」を加える。

別記様式第一号の2の⑴から⑶までを削り、同様式の2の次に次のように加える。

3　高度化基盤整備の内容に関する基準

別記様式第一号の備考2中「高度化」の下に「又は高度化基盤整備」を加える。

別記様式第二号中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式の3の⑴から⑶までを削り、同様式の備考1中「不用」を「押印を不要」に改め、同様式の備考2を削り、同様式の備考3中「3の⑵のア及びイ」を「3」に改め、同様式の備考3を同様式の備考2とし、同様式の備考4を同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第2号の2（日本工業規格A4）（第3条の2で準用する第2条第1項関係）

高度化基盤整備計画申請書

年　月　日

指定認定機関の長　殿

住所
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　印

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項の規定により、下記の高度化基盤整備計画について認定を受けたいので申請します。

記

1　対象となる施設の所在地
2　高度化基盤整備の目標
3　高度化基盤整備の内容及び実施時期

備考1　氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。なお、電磁的方法による申請の場合は、押印を不要とする。

2　3は、施設の現況と整備の見込みを対照して記載すること。その際、対象となる施設の図面を添付することとし、当該図面において、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかにされていること。

なお、電磁的方法による申請の場合は、提供された記録を出力した際、施設の現況と整備の見込みを対照することができるものであること。また、添付する図面についても、記録が出力された際、工場内の施設の配置及び製品の移動経路が明らかなものであること。

3　その他参考となる書類があれば、添付すること。

なお、電磁的方法による申請の場合は、参考になる資料についても電磁的方法により提供することができる。

別記様式第三号の備考2の⑸及び⑻中「及び高度化計画」を「並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画」に改め、同様式の備考2の⑺中「高度化計画」の下に「及び高度化基盤整備計画」を加える。

別記様式第四号及び別記様式第七号中「及び高度化計画」を「並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画」に改める。

附　則

この省令は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

○経済産業省令第六十三号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の四の二第一項、第十七条の六第一項及び第十七条の七の規定に基づき、並びに同法を実施するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第五項第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合にあつては同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

第十七条の二第五項第四号中「前号ハ」を「前号ニ」に改める。

第十七条の五第三項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十七条の二第二項第十号に掲げる措置としての工業標準化法に基づく方法による確認に関する変更　次に掲げるいずれかの書類

イ　第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が工業標準化法に基づく方法による確認を行わないこととする場合（前号チ及びリの場合を除く。）にあつては、混和対象物生産業者の製造設備、供給設備その他の設備の能力、構造図及び配置図並びに当該設備の管理体制を記載した書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに登録分析機関その他の第三者の試験分析機関が二回確認したことを証する書面

ロ　第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が新たに工業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

第十七条の五第三項第二号ト中「第十七条の二第五項第三号ハ」を「第十七条の二第五項第三号ニ」に改め、同号トを同号ルとし、同号ヘ中「第十七条の二第五項第三号ニ」を「第十七条の二第五項第三号ハ」に改め、同号ヘを同号ヌとし、同号ホ中「ニ」を「ホ及びヘ」に改め、同号トを同号ヘとし、同号ト次に次のように加える。

チ　第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が工業標準化法に基づく方法による確認に代えて登録分析機関その他の第三者の試験分析機関により確認を行わせる場合にあつては、当該試験分析機関との委託契約書の写し

リ　第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が工業標準化法に基づく方法による確認に代えて自らの分析設備を用いて確認を行う場合にあつては、その旨を誓約する書面

第十七条の五第三項第二号ニを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備による確認に代えて工業標準化法に基づく方法による確認を行うこととする場合にあつては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面

第十七条の五第三項第二号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第十七条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約を破棄し、当該試験分析機関による確認に代えて混和対象物生産業者が当該混和対象物の生産について工業標準化法第十九条第一項に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受けて同法第十九条第三項に規定する製造品質管理体制において定められた方法により当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合する旨の確認（以下この号及び次号において「工業標準化法に基づく方法による確認」という。）によることとする場合にあつては、当該混和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合することを証する書面